

準中型自動車の新設に伴う 高齢運転者等標章の注意事項について

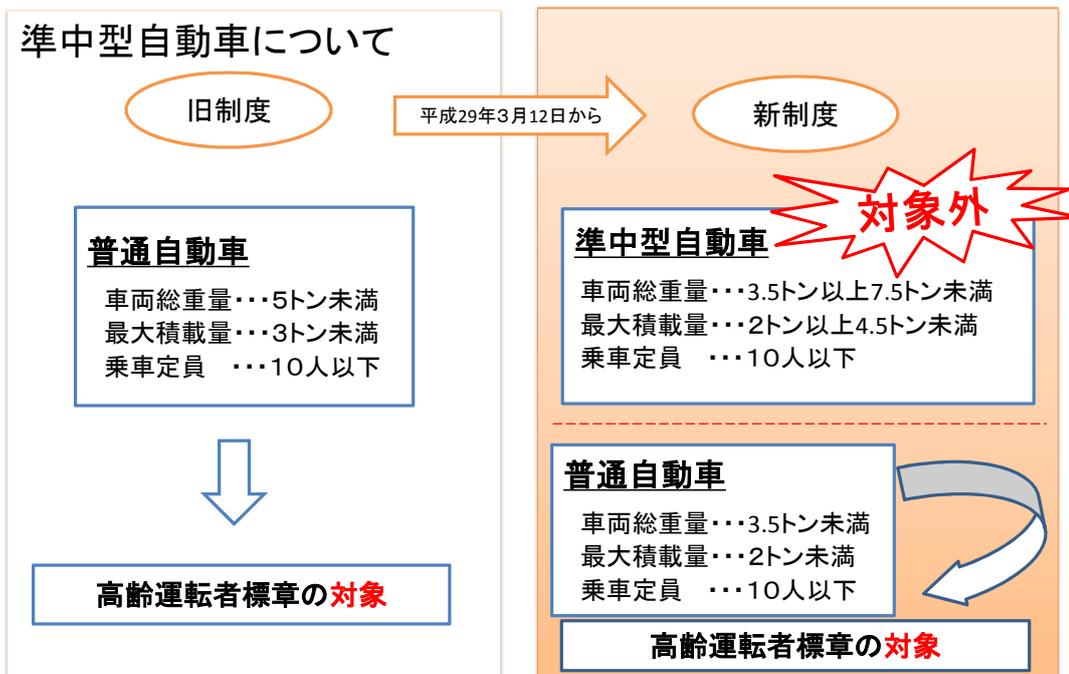
平成29年3月12日、改正道路交通法の施行により、準中型自動車が新設されました。

標章を申請できる方（以下のいずれかに該当し、普通自動車免許を所有している方）

- ・年齢70歳以上の方
- ・聴覚障害又は肢体不自由を理由に運転免許に条件が付されている方
- ・妊娠中又は出産後8週間以内の方

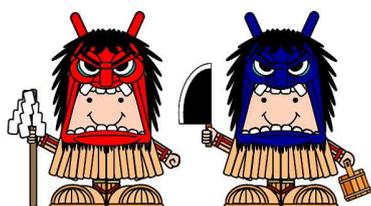
停車・駐車するためには

- ・上記いずれかに該当する方が運転する普通自動車であること。
- ・高齢運転者等標章の交付を受け、停車・駐車している車両の前面の見やすい箇所に掲示していること。
- ・停車・駐車する場所が**高齢運転者等専用駐車区間**であること。



！ 注意事項 ！

- ・現在、準中型自動車に該当する自動車で標章の交付を受けている方
改正道路交通法の施行前であれば使用できましたが、施行後は標章の対象外となり、使用できませんので返納してください。（駐車違反として検挙されます。）



申請は、お住まいを管轄する警察署交通課で受理します。ご不明な点があればお問い合わせください。